

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（取得勧誘類似行為）</p> <p>第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 株券 当該株券の発行者が会社法第百九十九条第一項又は第七百七十四条の二の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>「二〇六 略」</p>	<p>（取得勧誘類似行為）</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>一 株券 当該株券の発行者が会社法第百九十九条第一項の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>「二〇六 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	